

## 第2章 地域再生政策に対する政府等による財政支援措置

### 第1節 財政支援措置の特徴

英国の地域再生事業に対する資金支援策は、極めて広範囲に及び、目的、配分方式なども複雑であるが、資金の出所に着目すれば、①欧州連合（European Union、以下「EU」と略称）、②政府及び地方自治体、③政府及び地方自治体以外の準公的部門の3類型に大別することができる。

このうち、政府から事業主体（地方自治体、パートナーシップを含む）に対する資金支援策に見られる一般的特徴をまとめると次のとおりとなる。

第一の特徴は、広く薄く配分される補助金の割合が減少している点である。より具体的には、①地方自治体やパートナーシップから自由提案方式で寄せられた事業計画の中から、地域性や独創性を反映した補助対象事業を選考する「競争原理」を導入した補助金の配分方式、②使途が特定されない包括的な補助金であっても、荒廃状況が著しく、他の地域との社会的・経済的格差の大きい特定地域を選択するなど、地域再生の必要性や優先順位の高い地域に対し集中的に資金投入する方式が主流になりつつある。

第二の特徴として、地域再生事業を運営、実施する主体が必ずしも地方自治体に限定されない点を指摘することができる。例えば、本章第6節において説明する「近隣地域再生資金（Neighbourhood Renewal Fund）」の受給に当たっては、地方自治体、民間企業、ボランティア団体などにより構成される「地域戦略パートナーシップ（Local Strategic Partnership）」の設置が義務づけられている。地域再生政策が、地域固有の問題点を長期的視点に基づき改善していく試みである以上、地域住民や利害関係者の主体的な参画を促す政策の導入は当然の流れと言えよう。

第三の特徴は、前記のパートナーシップの促進に関連して、補助金の使途が必ずしも設備建設費や事業運営費だけに限定されず、パートナーシップにおいて地域再生を図るための有効な方策を議論し、実施計画を策定するための活動支援などに充当することが可能な点である。

### 第2節 欧州地域開発基金（European Regional Development Fund）

#### 1 概要

「欧州地域開発基金（European Regional Development Fund）」は、「欧州構造基金（European Structural Funds）」の中核であり、全体予算額の約70%を占めている。EU内において開発の遅れた地域の経済開発を促進することを目的として、1975年に創設された基金である。生産的投資、インフラの近代化、当該地域の内発的発展の促進を目指した取組みに対して、資金援助を行っている。大部分は、目的又は使途が特定された補助金として交付されるが、貸付金（一部償還免除の措置あり）、利子補給金、ベンチャー資本への参加などの形態が採られる場合もある。

加盟国の増加と統合の深化に伴い、欧州地域開発基金の役割は着実に高まってきており、地域の開発及び構造調整を通じて、EU内の地域間格差を是正するための手段として機能

している。

なお、欧州構造基金には欧州地域開発基金以外の基金として、労働市場の状況改善を任務とする「欧州社会基金（European Social Fund：ESF）」、農業構造の改革及び農村地域開発を目的とする「欧州農業指導保証基金（European Agricultural Guidance and Guarantee Fund：EAGGF）」、「漁業指導資金援助手段（Finance Instrument for Fisheries Guidance：FIFG）」が含まれるが、英国の地域再生政策との関係という観点から、本稿では欧州地域開発基金のみを取り上げることとする。現在イングランドにおいては副首相府（Office of the Deputy Prime Minister）がこれを所管している。

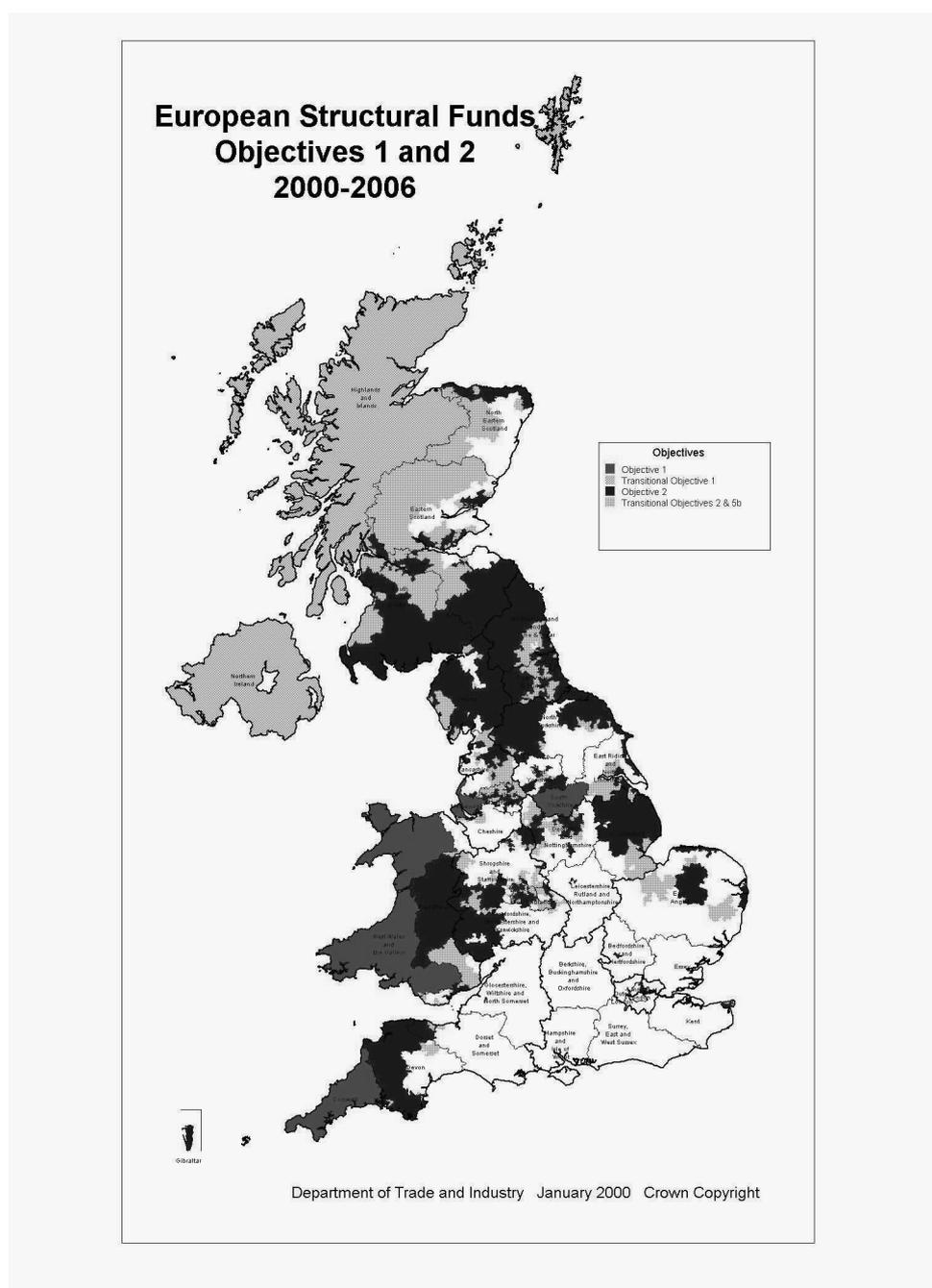
1999年に、2000年から2006年までの間に実施される構造政策のための構造基金規則の検討作業が進められ、その結果、資金援助は図表2—2—1に掲げる3つの目標に対して実施されることとなった。

【図表2—2—1 欧州地域開発基金の利用目的】

目的1（Objective 1）	開発の遅れた地域（regions）の開発及び構造調整の促進
目的2（Objective 2）	構造的諸問題に直面する地区（areas）の経済的社会的転換の支援
目的3（Objective 3）	教育、職業訓練、雇用に関する国の政策及び制度の改正並びに近代化の支援

このうち英国の地域再生政策と密接な関係がある目的1（Objective 1）及び目的2（Objective 2）に該当する地域を図示すると図表2—2—2のとおりとなる。

【図表 2—2—2 目的1及び目的2の対象地域の分布】<sup>1</sup>



目的1は、住民1人当たりのGNPがEUの平均GNPの75%に満たない地域を対象としており、対象地域は最も高いレベルのEU補助金を獲得できる資格を有する。英国内ではサウス・ヨークシャー、ウェストウェールズ及びヴァレーズ、コーンウォール及びシリー島、マージーサイドがこれに該当し、その地域の居住者は約500万人であるが、これは英国の総人口の約8.6%に相当する。また英国には前記の地域以外にも1994年から1999年までの期間は目的1の基準に該当していたが、2000年から2006年の期間において資格

<sup>1</sup><http://www.dti.gov.uk/europe/map.doc> (貿易・産業省ウェブサイト) より転載。

を喪失する「移行地域」に該当する2地域、すなわちハイランズ及びアイランズ地域と、「和平プログラムの資格」(2000年から2004年)を併せ持つ北アイルランド地域がある。移行地域は直ちに援助が打ち切られるという訳ではなく、それまでの援助の成果を確実なものとするため、年々漸減する援助を経過措置として得ることとなっている。2000年から2006年の間に、目的1としてイングランド全体で総額19億7,950万ユーロ(約13億6,600万ポンド)の助成が受けられることとなっている(図表2-2-3参照)。

【図表2-2-3 目的1に対する欧州地域開発基金の補助金総額(2000年～2006年)】<sup>2</sup>  
(単位：百万ユーロ)

対象地域	補助金総額
South Yorkshire	785.6
Cornwall	300.9
Merseyside	893.0
合計	1,979.5

一方、目的2の対象地域は、目的1に続く2番目に高いレベルのEU補助金を獲得する資格を有する。具体的には図表2-2-4に掲げる4種類の地域・産業類型の基準に該当する地域が資金助成の対象となっている。このうち、都市地域の資格による受給対象地域については、イングランドの場合、荒廃状況の度合いを考慮して選挙区(ward)単位で選定されている。補助金の交付対象地域を特定する上で、何らかの基準を設定する措置は避けられないが、このように選挙区単位で線引きすることの弊害は、多くの地方自治関係者から指摘されている。例えば、再生に向けた投資の緊急性・必要性が極めて高い荒廃地であるにもかかわらず、地理的に対象選挙区外(近接している事例も多い)に存するという理由だけで、欧州地域開発基金から補助を受けられない状況が頻発している。

当地域の居住者は英国全体で約1,384万人であり、全人口に占める割合は約24%である。なお、目的2においても目的1同様、過渡的援助措置が認められている。2000年から2006年の間に、イングランドが利用できる目的2の助成総額は34億3,798万ユーロ(約23億7,220万ポンド)である(図表2-2-5)。

<sup>2</sup> <http://www.dtlr.gov.uk/annual01/15.htm>に基づき作成。

【図表 2—2—4 目的 2 の対象となる地域及び該当基準】<sup>3</sup>

地域・産業類型	該 当 基 準
①工業地域	次の 3 基準を満たす必要がある。すなわち、失業率が EU 平均を上回っていること、工業就業比率が EU 平均を上回っていること、工業部門の雇用が減少していることである。
②農村地域	次の 4 基準のうち、2 つを満たす必要がある。すなわち、人口密度が 1 平方キロメートル当たり 100 人を下回っていること、農業就業比率が EU 平均の 2 倍若しくはそれ以上であること、失業率が EU 平均よりも高いこと、人口減少傾向にあることである。
③都市地域	次の 5 基準のうち、少なくとも 1 つに該当する必要がある。すなわち、長期失業率が EU 平均を上回ること、高い貧困水準、深刻な環境問題、高い犯罪率、低い教育水準である。
④漁業依存地域	漁業就業比率が相当に高く、同時に漁業就業者が減少しているという基準を満たす必要がある。

【図表 2—2—5 目的 2 に対する欧州地域開発基金の補助金総額(2000 年～2006 年)】<sup>4</sup>  
(単位：百万ユーロ)

対象地域	補助金額(通常)	補助金額(移行措置)	補助金総額
North West	615.07	161.39	776.46
North East	542.68	38.65	581.33
South West	140.04	14.67	154.71
South East	26.63	9.07	35.7
West Midlands	577.64	132.18	709.82
East Midlands	301.63	41.40	301.63
London	237.15	4.33	241.48
Yorkshire and the Humber	391.40	54.64	54.64
East	131.63	17.78	149.41
合計	2,963.87	474.11	3,437.98

## 2 補助対象機関及び用途

一般的に欧州地域開発基金は、政府各省庁、地方自治体、地域開発公社（Regional Development Agency、以下「RDA」と略称）<sup>5</sup>、その他の公的機関並びにボランティア部門の組織を含む広義の公的部門が実施する事業に対して助成されるが、欧州地域開発基金の掲げる目標に合致する質の高い事業であれば、これを促進し、資金提供を行う民間部門が事業に参入することを排除する規定はない。民間部門が欧州地域開発基金を利用しようとする場合には、公的部門諸機関とパートナーシップを形成して補助金申請を行うこととなるが、このことは間接的ながら EU、特に英国において公的部門及び民間部門間のパー

<sup>3</sup> [http://europa.eu.int/comm/regional\\_policy/objective2/areas\\_en.htm](http://europa.eu.int/comm/regional_policy/objective2/areas_en.htm) に基づき作成。

<sup>4</sup> <http://www.dtlr.gov.uk/annual01/15.htm> に基づき作成。

<sup>5</sup> RDA の概要については、第 4 章第 2 節参照。

トナーシップの形成を促進する一因となっていると考えられる。また欧州地域開発基金は、原則として営利追求を目的とする民間企業に対して直接提供されることはないが、一定条件を満たせば、例外的に企業振興政策の一環として中小企業を直接援助することも制度上可能である。

欧州地域開発基金の使途は、地域のニーズに適うとともに、補助対象事業は補助金がなくては実施不可能であり、地域にとって重要である場合に限定される。これまで補助金が利用された事業内容をまとめると次の4種類に大別される。

- ① 商工業関連用地及び施設に対する投資、中小企業支援、調査研究（R&D）に対する支援及び高失業率地域において安定的な雇用の創出を促進する目的で実施される職業訓練事業
- ② 地域の経済開発に資するインフラ整備事業
- ③ 地域の経済開発を促進する目的で行われる地元主導の事業
- ④ 環境保全及び経済開発と結びついた環境改善措置

このように欧州地域開発基金は、地域の経済開発を目的とする有力な補助制度のひとつである。制度概要だけで判断すれば、地方自治体が補助対象地域内に開発候補地を所有する場合、補助金を活用した地域再生事業に着手することは容易であるとの印象を受けるが、最終的にどのような形態で補助金を活用するかという結論に至るまでのプロセスは必ずしも単純ではない。ここでは、その一例を簡単に紹介したい。

レスター・シティ・カウンスル（Leicester City Council、以下本節では「レスター市」と略称）は、中心市街地から北部へ約3.5km離れた地域に一団の学校跡地を保有している。この敷地は、地理的に欧州地域開発基金の交付対象選挙区に包含されているものの、付近は閑静な住宅地が拡がり、航空宇宙センター（National Space Centre）などの公共施設にも近いことから、当該敷地自体に荒廃地としての性格はない。土地所有者であるレスター市は、当初欧州地域開発基金を活用した企業用地整備計画を立案したが、この土地をイースト・ミッドランド地域開発公社（East Midlands Development Agency：EMDA）に一旦売却し、同公社と共同で企業用地として整備する代替案の実現を模索している。

この方針転換の背景には、過去約10年間、住宅不足を主な原因として不動産価格が著しく高騰し続けているイングランドの特殊な経済情勢がある<sup>6</sup>。イースト・ミッドランド地域開発公社がこの学校跡地を住宅価格（市価）で買収することに同意すれば、レスター市としては高額な土地売却益が見込まれるだけでなく、同公社とパートナーシップを形成する方法により、欧州地域開発基金の受け皿となり企業用地を整備・提供することも可能になる。現在レスター市は公社側と非公式協議を重ねているが、この計画が実現した場合、

---

<sup>6</sup> 一部の地域では、住宅価格の上昇率が鈍化しつつあることが指摘されているが、2003年12月現在の住宅価格指数（ハリファックス）は前年比17.3%の増加を示すなど、依然として住宅需要が旺盛であることがうかがわれる。

大きな負担を負うことになるのはイースト・ミッドランド地域開発公社である。住宅価格による土地買収は公社にとって大きな損失となるが、この案を拒否して当該敷地が民間開発業者に売却された場合、住宅用地として利用されることは確実な見通しである。地域の経済開発を目的として設立された地域開発公社としては、住宅価格で買収したとしても企業用地として活用する方が長期的に地域経済の活性化につながる可能性も高いため、その得失を慎重に検討しているようである。

### 3 補助率の上限

欧州地域開発基金による支援は、事業費に対する補助金という形態で通常実施されるが、その補助金額は事業遂行上必要な最小限度とされている。補助率の上限<sup>7</sup>について、目的1の地域においては一般的に総事業費用の75%、目的2の地域では総事業費用の50%とされているが、図表2—2—6に示したように、事業の種別や重要性、関係各国の財政能力等に応じて上限率が加減される措置が講じられている。また、これらの上限率は、補助金以外の資金調達形態を採る場合には、最大10%までの範囲内で援助比率を引き上げることが可能とされている。

以上は補助率の上限に関する一般的な規定であるが、地方自治体等の実務者レベルで留意されるべき点は、次の二点である。

第一に、ここに示した補助率はあくまで上限としての数値であり、総事業費に占める現実の補助金の割合は上限を大きく下回るケースが多いことである。例えば、目的2の交付を想定した総事業費100万ポンドの開発事業を計画しても、自動的に50万ポンドの補助金が交付される訳ではない。欧州地域開発基金の目的に合致した内容であるか、支出予定項目別に精査される。更に、総事業費の算定は現実の支出予定金額だけでなく、ボランティア職員による無償の労働提供を人件費として換算<sup>8</sup>されるため、総事業費に対する補助割合が結果として10%以下になることも珍しくない。

第二に、総事業費に対する補助率の上限が設定されていることは、別な見方をすれば事業責任者が責任を持って欧州地域開発基金以外の財源を調達しなければならないことを意味している<sup>9</sup>。交付対象選挙区を管轄区域に抱える地方自治体では、通常、欧州地域開発基金の担当職員を配置し、定期的に補助金の使途状況を監視する業務を行っている。①政府地域事務所に予め提出した目標を達成できなかった場合、②交付を受けた事業者が他の追加的財源を調達することができなかったなどの事由により結果として補助率が上限を超えた場合には、補助金の返還義務が発生するため、これを未然に防止するための措置である。このため、支出期限である12月末<sup>10</sup>が近付くと地方自治体等の担当職員は、事業者による

---

<sup>7</sup> 英国の地方自治関係者は「介入率 (intervention rate)」という用語を一般的に用いる。

<sup>8</sup> 現金支出を伴わない支援等は、In-kind Support と呼ばれる。

<sup>9</sup> このように複数の団体・企業が費用を分担して事業を実施する方式はマッチング・ファンド (matching fund) と呼ばれる。

<sup>10</sup> 欧州地域開発基金の執行は、会計年度ではなく暦年単位で実施されている。

支出額に対して特に注意を払い、必要に応じて執行を督促する業務を集中的に行っている。

【図表 2—2—6 援助対象事業の総費用に対する援助比率の上限】<sup>11</sup>

事業種別 目的	純粋な公共投資	相当の収益を生む インフラ投資	営利事業への投資
目的 1	(*1) 75%	(*2) 40%	35%
目的 2	50%	25%	15%

#### 4 補助事業の選定方法

欧州地域開発基金の支援を受けようとする事業は、多くの基準・要件を満たす必要があり、また欧州委員会（European Commission）<sup>12</sup>の承認を受けた「地域プログラム文書（regional programming document）」において規定された優先順位に合致していなければならない。同文書は、補助金の趣旨、財政援助の水準、支援可能な事業の目的・性質及び補助金受給の諸条件を明記している。また、欧州地域開発基金を受けられない場合には、当該事業が実施できないこと又は規模や進捗率をある程度犠牲にしなければ遂行できないことを証明しなければならない。また、事業が環境に与える影響についても予め考慮する必要がある。

#### 5 イングランドにおける運営主体

欧州地域開発基金を管理運営するため、イングランドの各地域には「監視委員会（Monitoring Committee）」及び「事務局（Secretariat）」が設置されている。

このうち、監視委員会は政府地域事務所（Government Offices for Regions）<sup>13</sup>の所長が委員長を務め、委員は政府各省庁のほか、RDA、地方自治体、高等教育機関、環境団体、ボランティア団体、産業界など地域における幅広いパートナーの代表者により構成されている。監視委員会の主な役割は、地域における欧州地域開発基金関連事業を指導し、その実施状況を監視・評価することにある。

また、政府地域事務所内に設置されている事務局は、監視委員会に対し行政上の立場から事務的な支援を行い、全ての補助金申請を審査する権限が付与されている。

<sup>11</sup> 「EU の地域政策」（辻悟一） p158 の記述を基に作成。（\*1）結束基金の対象国については80%、最縁辺地域及びギリシャの辺鄙な島嶼部では85%まで、（\*2）結束基金の対象国は50%まで、それぞれ補助の上限率が引き上げられる。

<sup>12</sup> EU の主要機関のひとつである欧州委員会は、委員長のほか19名の担当別委員により構成され、各委員の下には事務執行を行う事務局が置かれている。欧州委員会の機能は、①政策、法（規則、指令等）案を閣僚理事会に提案すること（経済分野中心）、②EU 法規の適用を監督すること、③理事会決定事項の執行である。

<sup>13</sup> 1994年4月、政府の各省別に設置されていた出先事務所を地域別に一本化して設置された事務所。イングランド内に9箇所ある。

## 6 補助事業の公表

EU 規則では、欧州地域開発基金の補助対象事業は、効果的な方法で外部に公表し、一般住民や経済界の人々にその概要を周知させるとともに、欧州地域開発基金を通じて欧州委員会の果たす役割が認識されなければならないとされている。具体的には、事業実施場所に掲示板を設置して告知する方法や、一般住民の目に付きやすい場所に欧州地域開発基金の補助事業であることを示す銘板を設置する方法などが採用されている。

また、契約金額が 500 万ユーロを超える補助事業については、同委員会が発行する公式刊行物（Official Journal of the European Committees）に掲載しなければならない。



欧州地域開発基金（目的 2）の援助を受けて改装中であることを示す看板  
（工事完了後に正式な銘板等が設置される）

### 第 3 節 イングランドにおける地域間格差の実態

コミュニティ・ニューディール資金（New Deal for Communities、本章第 5 節参照）及び近隣地域再生資金（本章第 6 節参照）の制度概要を見ても分かるとおり、政府の地域再生に関する財政支援策は、荒廃地域の改善を通じたイングランドの地域間格差是正に焦点が当てられている。

このため、イングランドの地域再生政策に対する政府の財政支援策を説明する前に、ここでは社会的疎外対策部（Social Exclusion Unit）<sup>14</sup>が 2001 年に公表している報告書「近隣地域の再生に関する新たな誓約：国家戦略行動計画（A New Commitment to

---

<sup>14</sup>社会的・経済的に阻害された地域住民の抱える問題に対処するため、1997 年に首相府（Cabinet Office）に設置され、2002 年 5 月、副首相府に移管されている。各省庁からの出向職員と、外部機関において社会的疎外の問題に取り組んだ経験を有する職員から構成されており、大臣及び関係機関から協議を受けた特定事業を所管している。

Neighbourhood Renewal : National Strategy Action Plan)」の分析に基づき、イングランドの荒廃地域が置かれた現状について概観する。

## 1 数字が示す地域間格差の一例

報告書では、次のような統計資料を提示し、イングランドにおける荒廃地域とそれ以外の地域の社会的・経済的格差が紹介されている。

- ① 最も荒廃状況が著しい上位 10%の選挙区（以下「上位 10%の選挙区」と略記）では、資力調査に基づき給付される各種社会保障制度の受給者が 44%を超えているのに対し、イングランド平均では 22%の受給に留まっている。また、社会保障受給世帯に属する子供は、上位 10%の選挙区に 60%強が集中している（1998 年）<sup>15</sup>。
- ② イングランド全体の就業率 74%に対し、タワー・ハムレッツ<sup>16</sup>では 55%に留まっている（1998 年度）<sup>17</sup>
- ③ 住民 1000 人当たりの窃盗犯罪発生率について、イングランド平均 8.7 件に対し、北部マンチェスターでは 24.8 件であった。また、暴力事件発生率では、イングランド平均 11.4 件に対し、同地域では 37.8 件に達している（1999 年度）<sup>18</sup>。
- ④ 最も荒廃状況が著しい上位 20%の地域に存する保健医療当局（Health Authorities）においては、心臓病が原因と見られる死亡者数が英国全体を 26%上回る（1999 年）<sup>19</sup>。
- ⑤ 上位 10%の選挙区では、適正な状態にない住宅が 43%を超えるのに対し、他の地域では 29%である。また、上位 10%の選挙区では全住宅の 19%が空室、修理不足等による著しい破損、放棄等の問題点を抱えているのと比較し、他の地域では 5%しかない<sup>20</sup>。

## 2 荒廃地域における居住者の構成

荒廃状況が最も著しい 88 地方自治体に居住する住民は、総人口の約 40%を占めているが、イングランドにおける少数民族者総人口の 70%が、この 88 地方自治体に集中して居住している<sup>21</sup>。図表 2—3—1 は、コミュニティ・ニューディール資金（New Deal for Communities、本章第 5 節参照）が試験的に導入された荒廃地域における居住者の構成を示したものである。地域的な偏りが見られるものの、全体として人口中に占める少数民族

---

<sup>15</sup> DETR, Changing fortunes : geographic patterns of Income Deprivation in the late 1990s

<sup>16</sup> ロンドンの基礎的自治体（区）のひとつ。

<sup>17</sup> DfEE correspondence

<sup>18</sup> Home Office, Recorded Crime Statistics, July 2000

<sup>19</sup> Data from Oncology Nursing Society

<sup>20</sup> Data from the DETR Indices of Deprivation 2000

<sup>21</sup> 1991 Census Data, ONS

及び若年者の割合が高いことが分かる。

【図表 2-3-1 コミュニティ・ニューディール資金導入地域における居住者の構成】<sup>22</sup>

地域 \ 帰属先	少数民族	退職者	16歳未満者
Sandwell	29.9%	18.6%	22.8%
Bradford	45.8%	14.8%	19.1%
Nottingham	27.3%	7.6%	14.6%
Manchester	5.0%	15.6%	26.4%
Middlesbrough	2.6%	14.1%	25.2%
Newham	33.3%	14.3%	24.2%
Tower Hamlets	73.0%	13.0%	34.0%
England 平均	5.9%	18.2%	20.5%

#### 第4節 単一予算 (Single Budget)

##### 1 概要

2002年度4月から、各省がRDAに配分している事業費(11の補助金)をひとつの予算として統合し、RDAの裁量の自由度を一層高める制度が導入されたが、これが「単一予算 (Single Budget)」<sup>23</sup>である。

単一予算の配分は、人口、失業率等の要素を考慮した算定式により、RDAに配分されている。一旦、配分額が決定されると、各RDAは管轄地域の置かれた経済状況に応じて優先順位を決定し、コーポレート・プラン<sup>24</sup>で定められた目標達成に必要なと判断した事業に対し単一予算の資金を活用することが認められている。

単一振興予算 (SRB、第1章第3節参照)と比較して、予算執行に係る裁量の度合いを高める措置と引き替えに、RDAは目的達成度について、政府地域事務所による監視と評価を受けることが義務付けられている。

##### 2 単一振興予算 (SRB) との関係

第1章第3節で説明したとおり、単一振興予算チャレンジ・ファンドは、1999年度に実施された第6ラウンドを最後に申請の募集が行われていないが、単一振興予算チャレンジ・ファンドは最長で7年間交付されるため、交付終了期が未到来である事業については、この単一予算に引き継がれて支給されている。

<sup>22</sup> 「A New Commitment to Neighbourhood Renewal : National Strategy Action Plan」(SEU)に基づき作成。

<sup>23</sup> 「シングル・ポット (Single Pot)」という呼称が用いられることもある。

<sup>24</sup> 第4章第2節参照。

### 3 予算措置

政府は、2002年歳出見直し（Spending Review 2002）の中で単一予算の支出計画を発表している。それによると2005年度には20億ポンドの予算措置（対2002年度比3.77億ポンド増）が行われる見込みであるが、2003年度以降3年間に渡り、毎年平均して実質4.5%増加していることから分かるように、RDAを通じた地域再生政策を重視する政府の姿勢が十分にうかがわれる（図表2-4-1参照）。

2002年度には、RDA予算のうち単一予算として使用可能な財源が、約8億5,000万ポンドであった。先に説明した歳出見直しによる単一予算の増額措置に加え、単一振興予算を継承した補助金の支出が今後漸減していくことから、2005年度において、単一予算として利用可能な資金は、2002年度と比較して約9億1,000万ポンド増加する見込みである（図表2-4-2参照）。

【図表2-4-1 各省別単一予算支出総額（2002年度～2005年度）】<sup>25</sup>

（単位：百万ポンド）

関係省庁	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	計
副首相府	1,369	1,522	1,552	1,609	6,052
貿易・産業省	170	191	236	296	893
教育・技能省	42	42	42	42	168
環境・食料・地方問題省	42	41	46	51	180
文化・メディア・スポーツ省	0	2	2	2	6
単一予算総額	1,623	1,798	1,878	2,000	7,299

【図表2-4-2 RDAにおいて単一予算として使用可能な資金の増加額】<sup>26</sup>

（単位：百万ポンド）

	2003年度	2004年度	2005年度
単一予算の増額措置(2002年歳出見直し)	173	253	375
単一振興予算の交付期間が満了し、単一予算に振替可能な資金	214	414	535
合計(単一予算の実質的な増額)	387	667	910

## 第5節 コミュニティ・ニューディール資金（New Deal for Communities）

### 1 概要

コミュニティ・ニューディール資金（New Deal for Communities、以下「ニューディール資金」と略称）は、イングランドにおいて最も荒廃状況の著しい地域が抱える諸問題に対応するため、荒廃地域（deprived area）に対して政府が重点的に資金を投入することにより、地域間格差の是正を図ることを主な目的としており、地域に基盤を置くパートナーシップが補助金の受給対象とされている。ニューディール資金の交付対象地域が抱える個別の行政課題は多岐に及ぶが、ニューディール資金の対象パートナーシップは、全て次

<sup>25</sup> 「Spending Review Report 2002」（財務省）に基づき作成。

<sup>26</sup> 同上

に掲げる5つの共通重点課題の克服に取り組まなければならない。

- ① 厳しい雇用状況
- ② 高い犯罪発生率
- ③ 教育分野における成績不振
- ④ 保健医療分野の立ち遅れ
- ⑤ 住宅及び物理的環境に関する問題

## 2 導入の背景

政府は、荒廃状況の著しい近隣地域内の住民が直面する諸問題（適切な行政サービス、教育、職業訓練、雇用及び住宅が提供される機会が閉ざされていることなど）の克服に取り組むことを公約として掲げている。

社会的疎外対策部が1998年に公表した報告書「英国をひとつにまとめる（**Bringing Britain Together**）」は、こうしたイングランド内の地域間格差が拡大した背景について分析するとともに、荒廃地域で具体的に何を始めるべきかという提言が盛り込まれている。

この報告書が作成・公表された背景には、①過去約20年間に渡り、政府は荒廃地域で発生する個別の行政課題に対し、対処療法的に多くの資金と労力を投入してきたにもかかわらず、地域間格差が縮小するどころか拡大の一途をたどってきたこと、②その一因として健全な地域社会を創造する取り組みや問題を未然に防止しようとする政策にあまり関心が払われてこなかったことに対する強い反省があった。

この報告書では、イングランドにおいて著しい地域間格差が生じている原因として主に次に掲げる要因があると分析している。

### ① 社会的・経済的变化

- ・ 度重なる景気後退及び産業構造の変化に伴い製造業が衰退した。
- ・ 被雇用者に要求される技術水準が将来の雇用見通しに影響を与える程高まっている。
- ・ 家族関係が崩壊し、ひとり親世帯の大半が社会保障給付に依存している。
- ・ 公営住宅の人气が減退傾向にある。
- ・ 特定の荒廃地域に社会的弱者が集中して居住するようになってきた。
- ・ 麻薬や有害薬物が入手しやすくなった。

### ② 悪循環

- ・ 高失業率問題を抱える荒廃地域の社会的評判が悪いため、住民の就業がより困難になっている。
- ・ 周囲に就業者が少ないことにより、就業機会を確保する上で必要な情報ネットワークが利用困難となっている。
- ・ 地域社会の衰退に伴い、公共サービスの負担増につながっている。
- ・ 住民が地域を離れることにより、地域社会が不安定化し、空室、放棄地等が数

多く発生し、地域の物理的環境が低下するとともに犯罪の発生につながっている。

③ 政府が実施する政策上の問題点

- ・ 地元経済の抱える諸問題を十分に汲み取ることができていない。
- ・ 安全かつ安定的な地域社会の構築に失敗している。
- ・ 保健医療、教育などの主要行政サービスが不十分である。
- ・ 地域住民を行政活動へ参画させる取組みが不十分である。
- ・ 指導力や協働事業が不足している。
- ・ 地域に関する情報が不十分であるだけでなく十分に活用されていない。

荒廃状況の改善は長期的課題であり、地域住民の積極的な参画が得られなければ、持続的な変化を実現することが不可能であることは言うまでもなく、この点はニューディール資金の交付対象が対象地域内のパートナーシップであることに反映されている。

この報告書を受けて政府は、近隣地域の再生を国家戦略として位置付けており、ニューディール資金はその柱となる財政支援制度である。

1998年に、17のパートナーシップが初めて認定（第1ラウンド）を受け、翌1999年には22のパートナーシップが追加認定（第2ラウンド）されている。

図表2-5-1に掲げるとおり、合計39のパートナーシップに対して、総額約20億ポンドが助成されることが決定している。

【図表 2-5-1 ニューディール資金補助対象パートナーシップと承認補助金額】<sup>27</sup>

(単位:ポンド)

Round	パートナーシップ	承認補助金額
Round1	Bradford (Little Horton)	49,975,000
Round1	Bristol (Barton Hill)	49,994,876
Round1	Leicester (Braunstone)	49,500,000
Round1	Middlesbrough (West)	52,126,000
Round1	Newham (West Ham & Plaistow)	54,565,000
Round1	Sandwell (Greets Green)	56,000,000
Round1	Southwark (Aylesbury Estate)	56,200,000
Round1	Manchester (Beswick & Openshaw)	51,725,000
Round1	Hackney (Shoreditch)	59,400,000
Round1	Brighton (East Brighton)	47,200,000
Round1	Hull (Preston Road)	54,969,000
Round1	Liverpool (Kensington)	61,912,300
Round1	Newcastle (West Gate)	54,900,000
Round1	Norwich (North Earlham & Marlpit)	35,200,000
Round1	Nottingham (Radford)	55,112,000
Round1	Tower Hamlets (Ocean Estate)	56,600,000
Round1	Birmingham (Kings Norton)	50,000,000
Round1小計		895,379,176
Round2	Birmingham (Aston)	54,000,000
Round2	Brent (South Kirburn)	50,060,000
Round2	Coventry (Wood End, Henley Green, Manor Farm)	54,000,000
Round2	Derby (Derwent)	42,000,000
Round2	Doncaster (Doncaster Central)	52,000,000
Round2	Hammersmith & Fulham (North Fulham)	44,268,000
Round2	Haringey (Seven Sisters)	50,121,000
Round2	Hartlepool ( West Central Hartlepool)	53,794,000
Round2	Islington (Finsbury)	52,900,000
Round2	Lambeth (Clapham Park)	56,000,000
Round2	Lewisham (New Cross Gate)	45,000,000
Round2	Luton (Marsh Farm)	48,835,000
Round2	Oldham (Hathershaw and Fitton Hill)	53,530,000
Round2	Plymouth (Devonport)	48,725,000
Round2	Rochdale (Old Heywood)	52,003,000
Round2	Salford (Charlestown and Lower Kersal)	53,000,000
Round2	Sheffield (Burngreave)	52,000,000
Round2	Southampton (Thornhill)	48,700,000
Round2	Sunderland (East End and Hendon)	53,895,000
Round2	Walsall (Bloxwich East and Leamore)	52,000,000
Round2	Wolverhampton (All Saints and Blakenhall)	53,500,000
Round2	Knowsley (North Huyton)	55,800,000
Round2小計		1,126,131,000
合計		2,021,510,176

<sup>27</sup> <http://www.neighbourhood.gov.uk/ndcareas.asp?pageid=56> に基づき作成。

### 3 受給手続き

ニューディール資金の受給手続きは、次の3段階に大別される。

#### (1) 第1段階

地域住民や団体がパートナーシップを形成し、支援を必要としている近隣地域(neighbourhood)を特定するとともに、現状のどこに問題があるのか、どの部分を変える必要があるのか、誰が何を行うか、誰が事業の実施責任者となるのかといった基本的な論点を検討・整理する。更に、パートナーシップはこうした議論の結果に基づく構想を取りまとめた「概要提案書(outline proposal)」を作成し、当該地域を所管する政府地域事務所に提出する(図表2-5-2参照)。

【図表2-5-2 概要提案書(outline proposal)への記載事項】<sup>28</sup>

①提案の表題
②概要提案書の提出に当たり先導的役割を担った団体名
③連絡先(住所、氏名、電話・FAX番号)
④コミュニティの名称(地域を特定しやすい行政上、地理上の呼称を用いる。また地域の地図及び写真等を添付する。)
⑤コミュニティの世帯数(コミュニティの世帯数及び総人口を記載する。可能であれば、年齢別、人種別内訳を併記する。)
⑥地域の選定理由(失業率、教育水準などの現状を詳細に説明するとともに、当該地域の改善を図る必要性について記載する。)
⑦パートナーシップの名称及び加盟団体名(加盟団体については、将来参加が見込まれる団体名も含めて記載する。その際、団体名だけでなく現時点における進捗状況等を次のとおり分類し、省略記号を併記する。NYA=未交渉、E=一定の理解を示しているが加盟の確約までは得られていない、CC=加盟の確約が得られているなど。その他必要に応じて省略記号を作成して可。)
⑧パートナーシップ運営責任チームの概要及びパートナーシップの構造
⑨コミュニティの長期的な見通し(より詳細な目標は、第2段階で作成される実行計画中に盛り込まれる。この段階では、長期的な目標及び克服すべき重要な課題を特定する能力がパートナーシップに備わっているかが問われている。)
⑩改善すべき点(長期的視点に基づく改善にとって、何が阻害要因になっているのか、特に犯罪、保健医療、教育、失業などに関連する問題点を記載する。)
⑪改善を図る上で実行可能と思われる事項(現時点での考え方が問われており、第2段階の実行計画作成時に見直しすることは可能。)
⑫現時点における戦略的取組み(現在実施されている地域再生、住宅、その他関連する戦

<sup>28</sup> New Deal for Communities Phase 1 proposals Guidance for applicants, p23~p27の記述に基づき作成。

略的取組みを記載するとともに、ニューディール政策がこれら既存の政策とどの程度適合し又は補完するのか説明する。）
⑬ニューディール資金以外で既に地域に投入されている資金（補助金等）の概要
⑭地域における各種サービスの運営、執行状況の概要及び改善案
⑮実行計画（第2段階で作成が義務付けられる）をどのように作成するのかという見通し（第2段階で付与される補助金の活用方法を含む。）
⑯ニューディール資金を受けるにあたり、パートナーシップではどのようにして明確な責任体制を構築するのか（パートナーシップにおいて説明責任を負う主体）

## （2）第2段階

パートナーシップが地域において適切に組織されており、かつ近隣地域の将来像に関する明確な見通し及び改善能力を有すると大臣が承認した場合、当該パートナーシップに対し、詳細な「実施計画（Delivery Plan）」を作成するために必要な時間（最長9か月間）と補助金（上限額20万ポンド）が与えられる。反対に、パートナーシップが形成されても、地域の住民や団体の積極的参画が得られていないなど形式的なものに過ぎない場合又は概要提案書の内容では地域のニーズに十分応えることができないと判断された場合には、補助金の支給は認められない。

## （3）第3段階

実施計画の提出を受けて、大臣はニューディール資金を受けるパートナーシップを決定し、公表する。

## 4 対象地域

図表2-5-3は、ニューディール資金対象地域に指定された地方自治体（第2ラウンド）を示したものであるが、これを見ると政府は次に掲げる方針・基準に沿って、対象地域の選定を行ったことが分かる。

第一に、イングランドでも荒廃状況が最も著しい基礎的自治体に焦点が絞られていることである。荒廃状況の程度を判断するために、「1998年地方荒廃指標（Index of Local Deprivation 1998）」が用いられている。

第二に、政府はニューディール資金を活用して改善された近隣地域が、イングランド全体に浸透することを期待している。このことは、地理的に9つに区分される地域（region）毎に、最低でも1地方自治体は選定されるよう配慮されている点からも明らかである。

第三は、荒廃地区が集中した特定地域において、可能な限り多くの地方自治体が選定されるよう特別に配慮されていることである。これと関連して、大都市部は荒廃地域の居住者人口が多いことから、バーミンガム市（City of Birmingham）の例に見られるとおり、第1ラウンドにおいて既にパートナーシップの試験的導入を認められた地方自治体が、再度第2ラウンドでも指定を受けている。

【図表 2—5—3 ニューディール資金対象自治体（第2ラウンド）】<sup>29</sup>

地域名 (region)	対象自治体名	自治体数
North West	Knowsley, Salford, Rochdale, Oldham	4
North East	Hartlepool, Sunderland	2
Yorkshire & Humberside	Sheffield, Doncaster	2
West Midlands	Birmingham, Wolverhampton, Walsall, Coventry	4
East Midlands	Derby	1
South West	Plymouth	1
East of England	Luton	1
South East	Southampton	1
London	Islington, Lambeth, Haringey, Lewisham, Hammersmith and Fulham, Brent	6

なお、ニューディール資金における近隣地域 (NDC neighbourhood) の適正規模について、政府は概ね 1,000 世帯から 4,000 世帯を想定している。近隣地域に関する明確な定義がある訳ではないが、歴史的・地理的観点に基づき、第三者が認識可能なひとまとまりの地域でなければならないとされており、例えば遠隔地に位置する複数の地区を無理にひとつにまとめ、大規模な地域再生の提案を行う方法は認められないとの政府見解が示されている。

## 第6節 近隣地域再生資金 (Neighbourhood Renewal Fund)

### 1 概要

前記のとおり、政府は 2001 年 1 月「近隣地域の再生に関する新たな誓約：国家戦略行動計画 (A New Commitment to Neighbourhood Renewal : National Strategy Action Plan)」を公表しているが、「近隣地域再生資金 (Neighbourhood Renewal Fund)」はその中核となる政策である。具体的には、イングランドにおいて経済的・社会的に最も荒廃状況が著しいと判断された地域を内包する 88 地方自治体 (図表 2—6—1 参照) に対し、集中的な財政支援を行うことを通じて、貧困の改善や犯罪の減少を目指すとともに、医療、教育分野等における不平等の是正を図ろうとする幅広い取組みである。

この財政支援措置の大きな特徴は、次に掲げるとおりである。

- ① 荒廃地域の再生に資する目的であれば、どのように支出しても構わない用途の特定されない補助金が交付されること<sup>30</sup>。
- ② したがって、地方自治体自らが提供するサービス以外に、例えばボランティア団体

<sup>29</sup> New Deal for Communities Phase 1 proposals Guidance for applicants に基づいて作成。

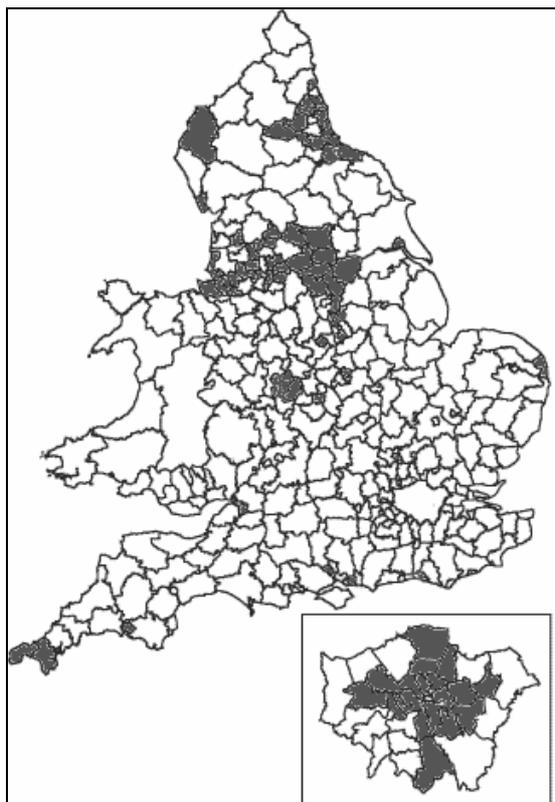
<sup>30</sup> 資本経費、経常経費のいずれに対しても支出することができる。

や住民団体が実施する事業等に対しても補助金を用いることが認められていること。

- ③ ニューディール資金、単一予算のように競争原理を取り入れた申請方式ではなく、荒廃地域の人口規模等を考慮した一定の計算式に基づき、機械的に補助金額が算定・配分されていること。
- ④ 欧州地域開発基金、単一予算などの補助制度と異なり、マッチング・ファンド（matching fund）の要件が課せられていないこと。

このように、近隣地域再生資金が比較的柔軟な補助制度として発足した背景には、使途に厳しい条件を課した場合、地域住民の要望が反映されない画一的な補助制度となる可能性が高いため、これを避けるための措置であると考えられる。これまでの政策経験に基づき、EU や中央政府によるトップダウン方式の補助制度は勿論、地域住民に権限を全て委ねるボトムアップ方式の政策も有効に機能しないことから、その中間レベルに介在する地方自治体が政府補助金を受給し、パートナーシップの調整を行うという発想に基づく制度と言えよう。

【図表 2—6—1 近隣地域再生資金対象自治体の地理的分布】<sup>31</sup>



<sup>31</sup> 「A New Commitment to Neighbourhood Renewal: National Strategy Action Plan」(SEU) p15 より転載。

## 2 対象地域の選定方法

補助金交付の対象となるのは、前記のとおりイングランドで最も荒廃状況が著しいと判断された 88 地方自治体であるが、その選定に用いられたのが「2000 年荒廃状況指標 (Indices of Deprivation 2000)」である。これは、人口の過密状況、教育分野における達成水準、経済力など各種統計指標を組み合わせることにより、イングランド全域を選挙区 (ward) 別に評点化した指標であり、政府が各種政策の適用地域を選定する際の参考資料として積極的に活用されている。

近隣地域再生資金の交付対象自治体の決定に当たっては、各選挙区の評点を集計し、基礎的自治体 (ディストリクト) 間の比較が行われているが、政府は、次に掲げる 6 つの主要な判断基準に基づき判定が行われたことを公表している。

- ① 集中度:各ディストリクトにおいて、荒廃状況が最も著しい孤立地域 (worst pockets of deprivation) がどの程度厳しい状況に置かれているか。
- ② 荒廃状況の広がり:各ディストリクトにおいて荒廃状況の著しい孤立地域がどの程度広がりを見せているか (イングランド内で最も荒廃状況が著しい上位 10% の選挙区内に居住する住民割合により判断される)。
- ③ 就業率:各ディストリクトにおける荒廃地域居住者の就業率
- ④ 所得額:各ディストリクトにおける荒廃地域居住者の所得額
- ⑤ 平均評点:各ディストリクトにおける全選挙区の荒廃度の平均評点 (average of the deprivation scores)
- ⑥ 平均等級:各ディストリクトにおける全選挙区の平均等級

この 6 つの判断基準のいずれかにおいて、上位 50 位圏内に該当する 81 地方自治体に加え、経過措置として荒廃状況の著しい 7 地方自治体を追加し、合計 88 地方自治体が指定を受けている。

## 3 受給要件

近隣地域再生資金は用途の特定されない補助金であるが、交付を受けるためには次に掲げる 5 つの条件を満たす必要がある。

- ① 補助金を受給する団体は、「地域戦略パートナーシップ (Local Strategic Partnership)」<sup>32</sup>に参加するとともに、その事業内容は同パートナーシップが策定する「近隣地域再生戦略 (Local Neighbourhood Renewal Strategy)」に合致しなくてはならない。
- ② 対象となる地方自治体は、毎年、近隣地域再生資金の用途報告書を作成するとともに、地域戦略パートナーシップと共同して、近隣地域再生資金が荒廃状況の改善というより広範な戦略に貢献していることを確認する必要がある。

---

<sup>32</sup> 本節 5 を参照。

- ③ 「地方公共サービス協定 (Local Public Service Agreements)」<sup>33</sup>を導入しようとする対象地方自治体は、荒廃状況の改善に焦点を当てなければならない。
- ④ 対象地方自治体は、「公共サービス協定目標 (Public Service Agreement Targets)」<sup>34</sup>として設定された政府目標の達成に貢献することを誓約しなければならない (図表 2—6—2 参照)。
- ⑤ 補助金を受給する団体は、質の高いベストバリュー実行計画を策定するとともに、監査委員会から改善の指摘があった場合には、速やかに具体的な行動計画を策定しなければならない。

【図表 2—6—2 荒廃地域に関する公共サービス協定目標の一例】<sup>35</sup>

行政分野	所管省庁	地域における推進機関	具体的目標
雇用	教育・技能省	Jobcentre Plus	英国内で最も労働市場環境が劣悪な30の地方自治体において就業率の向上を図る。また、障害者、ひとり親、少数民族、年齢が55歳以上の者の就業率を引き上げる。
	労働・年金省	ニューディール・パートナーシップ	
	貿易・産業省	小企業支援庁	荒廃地域においてより安定的な企業を創出する。
	副首相府	RDA	全ての地域 (region) において、1人当たりの国内総生産を上昇させることを通じて経済実績の向上を図る。
犯罪	内務省	犯罪・治安紊乱行為克服のパートナーシップ	2005年までに、家宅侵入窃盗犯罪を25%減少させ、この犯罪の発生率が国内平均の3倍を超える地方自治体をなくす。
教育	教育・技能省	学校、地方教育当局	中等教育修了一般資格 (GCSE) の成績について、A※～Cの評価を5科目以上で取得する生徒数を増やす。全地方教育当局の38%、全学校の25%がこの目標を達成すること。
住宅	副首相府	地方自治体、非営利家主 (Social Landlord)	地域再生戦略の一環として、荒廃地域を抱える地方自治体における住宅環境を重点的に向上させることにより、2004年までに劣悪な公営住宅で生活する世帯数を33%縮減する。
環境	環境・食料・地方問題省	地方自治体	政府の大気汚染防止戦略に定められた基準を満たすべく、荒廃地域における大気質を向上させる。また、廃棄物戦略に対応するため、2003年までにリサイクル及び家庭排出ゴミの堆肥化を促進する。

<sup>33</sup> 本章第7節を参照。

<sup>34</sup> 政府レベルの目標を達成するため、政府全体の取組みが必要な主要サービスに関して各省庁が財務省と締結する協定。各省庁は今後3年間の主要サービスについて改善目標の達成を誓約する代わりに、財務省から当該サービスに係る重点的な予算確保が認められる。各省庁のサービス改善状況については監査が実施され、毎年その結果が公表されている。

<sup>35</sup> 社会的疎外対策部 (SEU) の報告書「近隣再生に対する新たな公約：国家戦略行動計画 (A New Commitment to Neighbourhood Renewal : National Strategy Action Plan)」p30に基づき作成。なお、同報告書発行後、所管省庁名及び推進機関名に一部変更が生じているため、2003年12月末日時点の名称で統一した。

#### 4 予算措置

2003年3月、政府は2003年度における近隣地域再生資金について、2002年度予算額の3億ポンドから4億ポンドへと増額する措置を公表したが、これにより2001年度以降、当資金は毎年増額される結果となり、政府がこの政策を極めて重視していることが分かる（図表2-6-3、2-6-4参照）。

既に政府は、2002年歳出見直し（2002 Spending Review）において、2004年度、2005年度の2か年で総額9億7,500万ポンドの予算措置を行うことを発表している（図表2-6-5参照）。総額9億7,500万ポンドのうち、8億ポンドは88の全対象自治体に交付されるが、残りの1億7,500万ポンドについては、政府が設定している「最低目標（floor targets）」の達成状況が芳しくない26の地方自治体に追加交付されることが決定している（図表2-6-6）。

このとおり、2001年度から2005年度までの5年間に総額18億7,500万ポンドが対象地方自治体に投入される見込みである。

なお、この近隣地域再生資金の所管官庁が副首相府（Office of the Deputy Prime Minister）であるのに対し、単一予算（本章第4節参照）は貿易・産業省（Department of Trade and Industry）が管掌している。このため、ふたつの予算を一元化して運用することにより、更に効率的な資源配分を図ろうとする意見が政府内にあるとも指摘されているが、現時点では実現に至っていない。

【図表2-6-3 近隣地域再生資金予算額の推移】

（単位：百万ポンド）

2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度
200	300	400	450	525

【図表 2—6—4 2003 年度近隣地域再生資金の地方自治体別配分額】<sup>36</sup>

(単位：百万ポンド)

地方自治体	配分額	地方自治体	配分額	地方自治体	配分額
Great Yarmouth(E)	1.987	Easington(NE)	4.433	St Helens(NW)	3.873
Luton(E)	1.510	Gateshead(NE)	4.643	Tameside(NW)	1.340
Ashfield(EM)	0.964	Hartlepool(NE)	3.138	Wigan(NW)	2.725
Bolsover(EM)	1.469	Middlesbrough(NE)	5.249	Wirral(NW)	5.075
Derby(EM)	3.250	Newcastle upon Tyne(NE)	6.843	Brighton&Hove(SE)	1.369
Leicester(EM)	8.377	North Tyneside(NE)	3.074	Hastings(SE)	1.375
Lincoln(EM)	0.400	Redcar & Cleveland(NE)	3.472	Portsmouth(SE)	0.957
Mansfield(EM)	2.299	Sedgefield(NE)	1.139	Southampton(SE)	0.862
Nottingham(EM)	9.246	South Tyneside(NE)	5.382	Bristol(SW)	3.565
Barking & Dagenham(L)	1.633	Stockton-on-Tees(NE)	3.852	Kerrier(SW)	1.610
Brent(L)	2.279	Sunderland(NE)	7.164	Penwith(SW)	0.829
Camden(L)	4.219	Wansbeck(NE)	1.379	Plymouth(SW)	2.114
Croydon(L)	0.581	Wear Valley(NE)	1.706	Birmingham(WM)	22.043
Ealing(L)	0.917	Allerdale(NW)	0.855	Coventry(WM)	5.290
Enfield(L)	1.860	Barrow-in Furness(NW)	1.838	Dudley(WM)	1.521
Greenwich(L)	3.881	Blackburn with Darwen(NW)	4.335	Sandwell(WM)	8.051
Hackney(L)	11.765	Blackpool(NW)	3.008	Stoke-on-Trent(WM)	4.034
Hammersmith&Fulham(L)	1.033	Bolton(NW)	5.426	Walsall(WM)	7.122
Haringey(L)	5.335	Burnley(NW)	1.273	Wolverhampton(WM)	5.928
Islington(L)	6.270	Halton(NW)	3.928	Barnsley(YH)	5.444
Kensington & Chelsea(L)	1.081	Hyndburn(NW)	1.294	Bradford(YH)	9.812
Lambeth(L)	2.422	Knowsley(NW)	7.391	Doncaster(YH)	8.790
Lewisham(L)	2.453	Liverpool(NW)	20.133	Kingston upon Hull(YH)	7.507
Newham(L)	13.332	Manchester(NW)	20.595	Kirklees(YH)	2.992
Southwark(L)	7.912	Oldham(NW)	4.674	Leeds(YH)	8.396
Tower Hamlets(L)	10.624	Pendle(NW)	1.961	Rotherham(YH)	3.669
Waltham Forest(L)	2.553	Preston(NW)	2.520	Sheffield(YH)	9.581
Wandsworth(L)	0.400	Rochdale(NW)	4.878	Wakefield(YH)	4.439
Westminster(L)	1.497	Salford(NW)	5.441	合計	399.999
Derwentside(NE)	1.482	Sefton(NW)	5.631		

<sup>36</sup> <http://www.neighbourhood.gov.uk/88table.asp>に基づき作成。なお、図表中( )内には次のとおりイングランドの地域名を略式で記載している。E=East, EM=East Midlands, L=London, NE=North East, NW=North West, SE=South East, SW=South West, WM=West Midlands, YH=Yorkshire&Humberside

【図表 2—6—5 2002 年歳出見直しによる近隣地域再生資金予算額（地域別）】<sup>37</sup>

（単位：百万ポンド）

地域 \ 年度	2003	2004	2005	合計
North East	53.0	59.6	69.5	182.1
North West	108.2	121.7	142.0	371.9
Yorkshire & the Humber	60.6	68.2	79.6	208.4
East Midlands	26.0	29.3	34.1	89.4
West Midlands	54.0	60.7	70.9	185.6
East	3.3	3.9	4.6	11.8
London	82.0	92.3	107.7	282.0
South East	4.6	5.1	6.0	15.7
South West	8.1	9.1	10.7	27.9
合計	400.0	450.0	525.0	1,375.0

【図表 2—6—6 近隣地域再生資金の追加交付額一覧】

（単位：ポンド）

追加交付対象自治体	2004年度	2005年度
Bolsover	417,624	1,044,060
Bristol, City of	1,013,689	2,534,224
Camden	1,199,468	2,998,670
Derwentside	421,456	1,053,639
Easington	1,260,484	3,151,209
Greenwich	1,103,589	2,758,972
Hackney	3,345,184	8,362,959
Halton	1,116,940	2,792,350
Haringey	1,516,814	3,792,035
Hartlepool	892,071	2,230,177
Islington	1,782,715	4,456,788
Kingston upon Hull, City of	2,134,495	5,336,238
Knowsley	2,101,419	5,253,547
Lambeth	688,542	1,721,356
Liverpool	5,724,205	14,310,513
Manchester	5,855,669	14,639,173
Middlesbrough	1,492,501	3,731,252
Newham	3,790,592	9,476,480
Nottingham	2,628,822	6,572,056
Salford	1,546,952	3,867,381
Sandwell	2,288,967	5,722,418
South Tyneside	1,530,285	3,825,713
Southwark	2,249,671	5,624,176
Tower Hamlets	3,020,552	7,551,380
Wansbeck	392,176	980,441
Wear Valley	485,117	1,212,793
合計	49,999,999	125,000,000

<sup>37</sup> 財務省公表資料 2002 Spending Review, Opportunity and Security for All : Investing in an Enterprising, Fairer Britain に基づき作成。なお、端数処理の関係上、図表中の地域別配分額を積み上げた数字と合計金額が一致しない。

## 5 地域戦略パートナーシップ (Local Strategic Partnerships)

### (1) 概要

近隣地域再生資金の受給対象となる 88 地方自治体においては、地方自治体、警察、保健医療当局等の公的機関、住宅協会や社会福祉協議会といったボランティア団体及び地元企業などの民間部門により構成される「地域戦略パートナーシップ (Local Strategic Partnerships)」が「近隣地域再生戦略 (Local Neighbourhood Renewal Strategy)」を策定するなど中核的な役割を担っている。

2000 年 11 月に政府が公表した政策報告書「我々のまち：都市再生の未来 (Our Towns and Cities : The Future Delivering an Urban renaissance)」<sup>38</sup>では、「住民参加を通じた地域社会の発展」が謳われており、その鍵となる政策手法のひとつとして地域戦略パートナーシップの導入が位置付けられている。

地域戦略パートナーシップは、近隣地域再生資金の対象地域に指定された 88 自治体では設置が義務付けられているが、政府はその他の地域においても、このパートナーシップを構築することが望ましいとする指導を行っている。

### (2) 導入の背景

イングランドの地域間格差是正に取り組む政府の取組みを規定した戦略の柱は、主要な公共サービスの質を改善することにより、荒廃地域の状況を長期的に改善し、持続可能な発展を促進することである。そのためには、政府、地方自治体、その他のサービス提供機関が協調して事業運営に責任を持ち、資源を有効配分する必要がある。

しかしながら、地域レベルの協働がこれまで十分機能しておらず、このことが持続的な地域再生と地域住民のニーズに適う公共サービスの向上に対する最大の阻害要因となってきた。

地域戦略パートナーシップを構築することにより、公共サービスの重要な担い手である多様な機関が単一のパートナーシップに吸収され、提供されるサービスの質や運営方法について地域住民の要望が反映されやすくなることが期待されている。

### (3) 構成団体

図表 2—6—7 は、地域戦略パートナーシップを試験的に導入した 18 地域について、地方自治体協議会 (Local Government Association) が、その具体的な構成団体を調査・計上したものであるが、その特徴として①地方自治体、保健医療当局、警察、職業訓練・企業評議会 (Training and Enterprise Councils)<sup>39</sup>などの公的部門が中心的な存在となっていること、②地域に拠点を置く極めて広範な関係機関により構成されていることが分かる (ロンドンの基礎的自治体であるニューハム区の地域戦略パートナーシップの構成員を表した図表 2—6—8 を合わせて参照)。

<sup>38</sup> 資料編【参考資料 1】を参照。

<sup>39</sup> 現在は、学習・技能評議会 (Learning and Skills Councils) に組織改正されている。

前記のとおり地域戦略パートナーシップの設置は、近隣地域再生資金の交付要件のひとつとされているが、全ての対象地方自治体において新規にパートナーシップが構築された訳ではない。1995年に導入された単一振興予算チャレンジ・ファンド(第1章第3節参照)がパートナーシップの事業計画に対する補助制度であったため、既存のパートナーシップを地域戦略パートナーシップとして再編成した地方自治体も多い。

【図表2—6—7 地域戦略パートナーシップを試験的に運用したパートナーシップ】<sup>40</sup>

構成団体種別	団体数	構成団体種別	団体数
地方自治体	18	地域住民団体	6
保健医療当局	18	RDA	5
職業訓練・企業評議会	18	登録家主	5
警察署	16	保健トラスト	5
ボランティア部門	16	社会保障給付局	4
継続教育校	15	初期医療グループ	4
商工会議所	14	住宅公社	4
雇用局 <sup>41</sup>	12	教会	4
政府地域事務所	11	公共交通機関	3
高等教育機関	10	保護監察局	2
主要な雇用者	10	消防署	1
その他民間部門	10	その他	4

<sup>40</sup> Local strategic partnerships : Lessons from New Commitment to Regeneration, Hilary Russell (2001) The Policy Press、p19 Table2に基づき作成。

<sup>41</sup> 雇用局 (Employment Service) は、現在雇用年金省のエージェンシーである JobCentre Plus に統合・再編されている。

【図表 2—6—8 ニューハム区における地域戦略パートナーシップの構成（内訳）】<sup>42</sup>

所属団体(役職)等	人数	備考
ニューハム区長	1	行政部門代表(パートナーシップ議長を兼務)
ニューハム区議会(議員)	2	行政部門代表
ロンドン首都警察(区警視長)	1	
ニューハム区議会(事務総長)	1	
初期医療トラスト	1	
ヘルスケアトラスト(議長)	1	
精神保健トラスト(議長)	1	
地域フォーラム	10	区内に10箇所からある地域フォーラムから各1名を選出
ローカル・アクション・パートナーシップ理事会	5	
商工会議所	1	民間部門代表
Railway Tavern(地元のパブ)	1	民間部門代表
東部ロンドン産業同盟	1	民間部門代表
コミュニティ団体	1	コミュニティ部門代表
ボランティア団体	1	ボランティア部門代表
信仰団体	1	信仰団体代表
ニューハムボランティア協会	1	
若年者会議	2	
その他	2	特別構成員
合計	34	

#### (4) 地域戦略パートナーシップの役割

地域戦略パートナーシップに期待される役割は、通常の見方では解決困難と考えられる広範な分野に渡る行政課題に対応するため、複数のパートナーの事業を統合するなど戦略的な意思決定及び活動を行うことである。

また、社会的結束力を高め、コミュニティ間又は地域住民と行政機関との関係を良好に保つ役割が求められている。更に、地方自治体をはじめとする公的部門、ボランティア団体、コミュニティ団体、産業界及び地域住民間の連携を強化することも重要な役割のひとつである。地域戦略パートナーシップに求められる中核的な役割をまとめると、次のとおりである（巻末に資料編【参考資料2】として、ニューハム区における地域戦略パートナーシップの目的・構成等を定めた「ニューハム 2010 年地域戦略パートナーシップ規程」を掲載したので、合わせて参照）。

- ① 地域における経済、社会、環境を向上させるため、コミュニティ戦略（Community Strategy）を策定・実行すること。
- ② 既存のパートナーシップ、計画及び事業を可能な限り統合することにより、結束力を高め、調整を容易にすること。
- ③ 近隣地域再生資金の受給対象地域においては、「近隣地域再生戦略（Local Neighbourhood Renewal Strategy）」を策定・実施すること。

<sup>42</sup> <http://apps.newham.gov.uk/democracy/LSPPages/>に基づき作成。

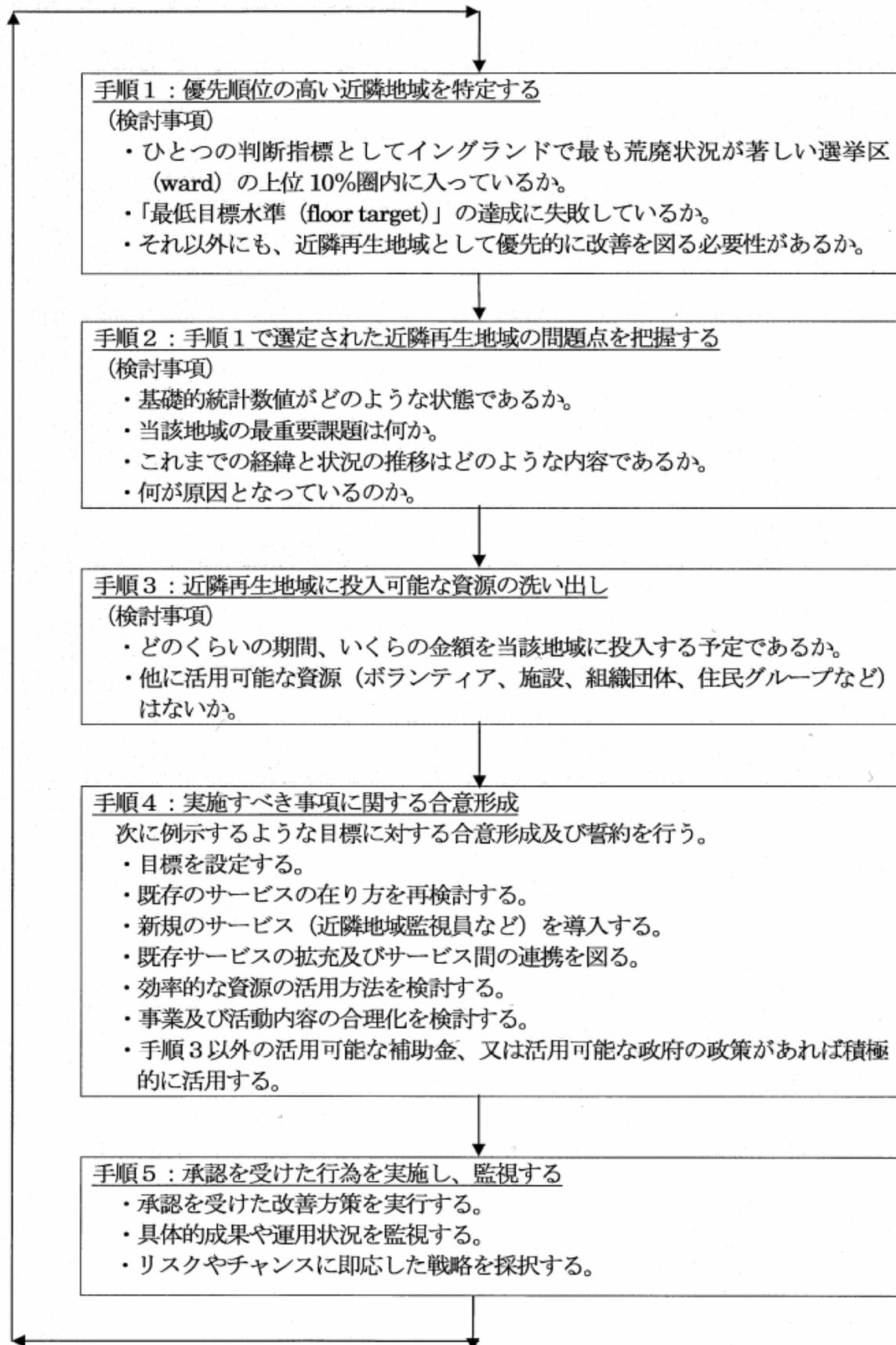
④ 「地方公共サービス協定 (Local Public Service Agreements)」<sup>43</sup>を締結しようとする地方自治体と協働して、適切な目標を設定できるよう支援すること。

こうした地域戦略パートナーシップの役割の中でも、近隣地域再生資金との関連で特に重要な位置を占めるのが、近隣地域再生戦略の策定及び実施である。この戦略は近隣地域における優先課題及び荒廃状況の原因を特定し、パートナーシップを構成する団体や地域住民が具体的にどのように行動すれば状況改善につながるかという構想を提示するもので、地域戦略パートナーシップで合意の得られた事業から順次実施に移される（図表2—6—9参照）。

---

<sup>43</sup> 本章第7節を参照。

【図表 2—6—9 近隣地域再生戦略策定の具体的手順】



## 第7節 地方公共サービス協定 (Local Public Service Agreements)

### 1 概要

「地方公共サービス協定 (Local Public Service Agreements)」は、地方自治体が政府と特定の公共サービスの改善について協定を締結し、予め設定した数値目標を地方自治体が達成した場合は、一定の報奨金及び規制緩和措置が認められる制度である。

協定には、地方自治体が目標を達成するために、政府がどのような法的・財政的支援を行うかが詳細に規定されている。

この制度は、地方自治体協議会の提案に基づき、先に説明した公共サービス協定制度を参考に制度化された。2000年度に20の地方自治体において試験的に運用され、2001年度からは協定の締結を希望する全ての地方自治体に導入されている(巻末に資料編【参考資料3】として、ダーラム・カウンティ・カウンスル(以下「ダーラム」と略称)が2002年1月に政府と締結した地方公共サービス協定を掲載したので、合わせて参照)。

### 2 目標の選択

地方公共サービス協定では、12程度の業績目標が設定される。その多くは公共サービス協定に盛り込まれる政府レベルの目標が採用されるが、地方自治体独自の優先事項も認められており、ダーラムの場合は、独自の目標(Local Targets)として、①職業訓練、②保健・医療、③道路の建設・維持、④社会保障給付に係る4項目が盛り込まれている。

ここでは、具体的な数値目標を設定しなければならず、①契約締結以前における実績、②地方公共サービス協定を締結しなかった場合の業績見込み、③地方公共サービス協定を締結した場合の業績見込みを併記することが求められる。

また、この数値目標は、協定の有効期間である3か年で達成できる内容でなければならないが、通常のベストバリュースタイルに基づき設定される目標よりも高いレベルの目標(enhanced target)となっている。

具体的にダーラムの業績目標のひとつを取り上げてみたい。教育分野において「読み書き、計算、情報コミュニケーション技術などに関して、成績が平均水準を上回る14歳の生徒の割合を高める。」との目標が掲げられているが、これは公共サービス協定において設定された政府レベルの目標でもある。この目標の達成状況を確認する指標として、「キーステージ3修了時(14歳)における英語、数学、理科及び情報コミュニケーション技術の成績が、到達レベル5(9段階設定された到達レベルのうち丁度中間レベル)以上を取得した生徒の割合」が用いられている(図表2-7-1参照)。

【図表 2—7—1 ダーラムの協定における数値目標例（教育分野）】<sup>44</sup>

	協定締結前の実績 (2001 年)	協定非締結の場合 (2004 年)	協定締結の場合 (2004 年)
英語	62.4%	75.0%	76.0%
数学	64.2%	75.0%	76.0%
理科	63.9%	70.0%	71.0%
ICT (*)	61.0%	70.0%	71.0%

### 3 地方自治体のメリット

地方公共サービス協定を締結した地方自治体に対し、政府は次のような様々な支援策を実施している。

#### (1) 誘導補助金 (Pump Priming Grant)

この補助金は、地方自治体の申請に基づき協定の目標を達成する目的で支出される経費、特に予算の節減につながる投資等に充当される。

ダーラムの事例では、協定全体で約 282 万 5,000 ポンドの必要経費が見込まれているのに対し、政府は 125 万 5,500 ポンドを交付している（補助割合 44.4%）。具体的な支出項目は、学校における補習授業に係る経費、道路交通安全教育費、高速道路点検費、家庭ゴミリサイクル担当者設置経費等である。

この補助金は、協定締結の翌年度当初に地方自治体に交付される。

#### (2) 業績報償補助金 (Performance Reward Grant)

地方自治体が目標を達成した場合には、その達成度に応じて地方自治体の純予算所要額（予算額から政府等の補助金額を控除した金額）の最大 2.5%が「業績報償補助金 (Performance Reward Grant)」として交付される。ダーラムの場合は、基礎的自治体との共同事業に係る経費を含め、純予算所要額が 4 億 6,443 万 3,000 ポンドであるので、その 2.5%に相当する 1,161 万 825 ポンドが補助金の上限とされている。

達成水準に応じて交付される補助金であるので、実績が目標の 60%に達しない場合には一切交付されない。

#### (3) 無支援起債許可 (Unsupported Credit Approval)

新たな起債許可を与えることにより、著しい改善が図られると認められる場合には、地方公共サービス協定の期間内に限り、「無支援起債許可 (Unsupported Credit Approval)」<sup>45</sup>が地方自治体に与えられる。ダーラムと政府間の協定では 330 万ポンドが認められてい

<sup>44</sup> 図表中のパーセンテージは、到達レベル 5 以上の成績取得者の割合を示す。（\*）は、情報コミュニケーション技術の略称である。

<sup>45</sup> 追加的な地方交付金を伴わない起債の許可。

る。この起債許可は地方交付金の算定及びその他の補助金に影響を与えない。

#### (4) 緩和措置及び裁量の付与

各省庁は、目標達成を促すため当該行政サービスに係る規制緩和及び地方自治体に対する一定の裁量権を付与する。

なお、地方公共サービス協定を締結した地方自治体が協定の目標を達成できなくても、それにより罰則等が課せられることはない。

### 第8節 政府によるその他の支援策

#### 1 地域資金 (Community Chest)

##### (1) 概要

「地域資金 (Community Chest)」は、近隣地域再生資金 (本章第6節参照) と同じく、近隣地域再生に向けた政府の国家戦略の一部を構成する政策であり、荒廃地域におけるコミュニティ活動を活性化し、支援するために活用される補助制度である。近隣地域の再生に関しては、地域で生活する住民や住民グループの自助努力が不可欠の要素となるが、これを促進する有効な手段のひとつは、地元レベルで実施される小規模事業に対して、少額の補助金を提供することであると政府は考えている。

##### (2) 補助対象事業

地域資金の使途としては、地域における祭礼やスポーツ大会の実施経費、地域情報紙の印刷、会議室等の借上費、基礎的な IT 機器の購入や使用方法を学習するための訓練費用などに充当することが想定されており、主に次に掲げる集団による事業が補助対象である。

- ① 幼児と保護者のグループ及びプレイグループ (playgroup) <sup>46</sup>
- ② スポーツ・クラブ
- ③ 高齢者、青少年 (ボーイ・スカウトやガール・スカウト) の社交グループ
- ④ 住民協議会
- ⑤ 特定の少数民族、宗教等への帰属者から構成されるグループ
- ⑥ 女性団体、家庭内暴力等の被害者支援グループ
- ⑦ 芸術分野等の活動グループ

##### (3) 補助対象地域及び団体

地域資金は、イングランドで荒廃状況が最も著しいと判断された 88 地方自治体 (近隣地域再生資金の交付対象自治体) を拠点に活動するコミュニティ団体及びボランティア団

---

<sup>46</sup> ボランティアの保護者等が監督をし、遊びを通じて学ばせる就学前の子供の集団。地方自治体に登録されている。

体に対して、政府地域事務所を通じて3年間交付される。この資金の交付を受けた団体は、地域住民やボランティア団体により地元レベルで行われる事業について、1件当たり最低50ポンドから最高5,000ポンドまでを支給することが認められている。

なお、この地域資金は荒廃地域の団体に対する追加的財政支援策であるため、既存の財政支援策に対して、影響を与えることはない。

#### (4) 資金の管理

各管轄区域において資金運営に責任を有する政府地域事務所は、適切な交付団体を特定するとともに、その用途がこの資金の理念や目的に合致しているか恒常的に監視する役割を担っている。副首相府内に設置された「近隣地域再生部 (Neighbourhood Renewal Unit : NRU)」は、政府地域事務所に対する助言及び指導を行い、政府レベルで優良事例の分析・評価を行う。

#### (5) 政府の予算措置

政府は、2001年度から2003年度までの3年間に総額5,000万ポンドをこの地域資金に投入している(図表2—8—1参照)。

【図表2—8—1 地域資金に係る予算額の推移(2001年度～2003年度)】<sup>47</sup>

(単位：ポンド)

年度	2001年度	2002年度	2003年度	合計予算額
予算額	10,000,000	15,000,000	25,000,000	50,000,000

対象地方自治体には、2001年度は5万ポンド、2002年度及び2003年度には7万5,000ポンドを最低でも交付することを政府は確約している。図表2—8—2は、2001年度の地方自治体別の交付額を示した表であるが、将来的にはイングランドで最も荒廃状況の著しい上位10%の選挙区における居住者割合に応じた比例配分方式を導入するとの意向を政府は表明している。

<sup>47</sup> 「Community Chest Guidance」(2002年副首相府・近隣地域再生部発行) p3に基づき作成。

【図表 2—8—2 地域資金の地方自治体別交付額 (2001 年度)】<sup>48</sup>

(単位：人、ポンド)

① 東イングランド政府地域事務所管内

地方自治体名	荒廃地域の人口	地域資金(2001年度)	CFE(*)
Great Yarmouth	32,883	77,877	347,789
Luton	24,984	71,180	336,309
計	57,867	149,057	684,098

② イースト・ミッドランド政府地域事務所管内

地方自治体名	荒廃地域の人口	地域資金(2001年度)	CFE(*)
Ashfield	15,945	63,518	323,173
Bolsover	24,305	70,605	335,323
Derby	53,786	95,598	378,168
Leicester	138,615	167,513	501,450
Lincoln	-	50,000	300,000
Mansfield	38,036	82,245	355,278
Nottingham	152,993	179,702	522,346
計	423,680	709,181	2,715,738

③ ロンドン政府地域事務所管内

地方自治体名	荒廃地域の人口	地域資金(2001年度)	CFE(*)
Barking & Dagenham	27,017	72,904	339,264
Brent	37,713	81,972	354,809
Camden	69,807	109,180	401,451
Croydon	9,618	58,154	313,978
Ealing	15,175	62,865	322,054
Enfield	30,771	76,086	344,720
Greenwich	64,227	104,449	393,342
Hackney	194,684	215,046	582,936
Hammersmith & Fulham	17,098	64,495	324,849
Haringey	88,276	124,837	428,292
Islington	103,751	137,956	450,782
Kensington & Chelsea	17,882	65,160	325,988
Lambeth	40,072	83,972	358,237
Lewisham	40,582	84,404	358,978
Newham	220,606	237,021	620,608
Southwark	130,927	160,995	490,277
Tower Hamlets	175,791	199,029	555,478
Waltham Forest	42,253	85,821	361,407
Wandsworth	-	50,000	300,000
Westminster	24,776	71,004	336,007
計	1,351,026	2,145,350	7,963,457

<sup>48</sup> 「Community Chest Guidance」、 「Community Empowerment Fund Preliminary Guidance」 (いずれも NRU 発行) に基づき作成。(\*) 図表中 CFE の欄は、「地域権限拡大化資金」(本節 2 を参照) の 3 か年 (2001 年度～2003 年度) の合計配分額を表す。

④ 北東イングランド政府地域事務所管内

地方自治体名	荒廃地域の人口	地域資金(2001年度)	CEF(*)
Derwentside	24,528	70,794	335,647
Easington	73,358	112,190	406,612
Gateshead	76,826	115,130	411,652
Hartlepool	51,917	94,013	375,451
Middlesbrough	86,861	123,637	426,236
Newcastle upon Tyne	113,233	145,995	464,562
North Tyneside	50,859	93,116	373,914
Redcar and Cleveland	57,454	98,707	383,498
Sedgefield	18,846	65,977	327,389
South Tyneside	89,060	125,502	429,432
Stock-on-Tees	63,743	104,039	392,638
Sunderland	118,540	150,494	472,275
Wansbeck	22,824	69,349	333,170
Wear Valley	28,233	73,935	341,031
計	876,282	1,442,878	5,473,507

⑤ 北西イングランド政府地域事務所管内

地方自治体名	荒廃地域の人口	地域資金(2001年度)	CEF(*)
Allerdale	14,156	62,001	320,573
Barrow-in-Furness	30,420	75,789	344,210
Blackburn with Darwen	71,729	110,809	404,244
Blackpool	49,772	92,195	372,334
Bolton	89,780	126,112	430,478
Burnley	21,069	67,862	330,620
Halton	65,004	105,108	394,471
Hyndburn	21,406	68,147	331,109
Knowsley	122,299	153,681	477,738
Liverpool	333,139	332,423	784,153
Manchester	340,790	338,909	795,273
Oldham	77,341	115,567	412,400
Pendle	32,448	77,508	347,157
Preston	41,706	85,357	360,612
Rochdale	80,717	118,429	417,307
Salford	90,030	126,324	430,841
Sefton	93,182	128,996	435,422
St Helens	64,089	104,332	393,141
Tameside	22,177	68,801	332,230
Wigan	45,095	88,230	365,537
Wirral	83,980	121,195	422,049
計	1,790,329	2,567,775	8,901,899

⑥ 南東イングランド政府地域事務所管内

地方自治体名	荒廃地域の人口	地域資金(2001年度)	CEF(*)
Brighton & Hove	22,651	69,203	332,919
Hastings	22,755	69,291	333,070
Portsmouth	15,830	63,420	323,006
Southampton	14,260	62,089	320,724
計	75,496	264,003	1,309,719

⑦ 南西イングランド政府地域事務所管内

地方自治体名	荒廃地域の人口	地域資金(2001年度)	CEF(*)
Bristol	58,995	100,014	385,738
Kerrier	26,649	72,592	338,729
Penwith	13,720	61,631	319,939
Plymouth	34,983	79,657	350,841
計	134,347	313,894	1,395,247

⑧ ウェスト・ミッドランド政府地域事務所管内

地方自治体名	荒廃地域の人口	地域資金(2001年度)	CEF(*)
Birmingham	364,757	359,224	830,104
Coventry	87,527	124,202	427,204
Dudley	25,161	71,331	336,567
Sandwell	133,214	162,934	493,601
Stoke-on-Trent	66,747	106,586	397,004
Walsall	117,848	149,907	471,269
Wolverhampton	98,096	133,162	442,564
計	893,350	1,107,346	3,398,313

⑨ ヨークシャー・ハンバーサイド政府地域事務所管内

地方自治体名	荒廃地域の人口	地域資金(2001年度)	CEF(*)
Barnsley	90,085	126,371	430,921
Bradford	162,359	187,642	535,957
Doncaster	145,447	173,305	511,379
Kingston upon Hull	124,224	155,312	480,536
Kirklees	49,510	91,973	371,953
Leeds	138,923	167,774	501,898
Rotherham	60,705	101,463	388,223
Sheffield	158,536	184,401	530,401
Wakefield	73,458	112,275	406,757
計	1,003,247	1,300,516	4,158,025

2 地域権限拡大化資金 (Community Empowerment Fund)

「地域権限拡大化資金 (Community Empowerment Fund)」は、地域戦略パートナーシップ (本章第6節参照) への参加を促すため、地域のボランティア団体やコミュニティ団体に資金援助を行い、「地域権限拡大化ネットワーク (Community Empowerment Networks)」の設立を図ろうとするものである。近隣地域再生資金及び地域資金と同じく

イングランドで最も荒廃していると判定された 88 地方自治体が受給対象地域とされている。

## 第9節 イングリッシュ・パートナーシップ (English Partnerships)

### 1 概要及び設立根拠

「イングリッシュ・パートナーシップ (English Partnerships)」<sup>49</sup>は、「1993 年借地改革・住宅・都市開発法 (Leasehold Reform, Housing and Urban Development Act 1993、以下「1993 年法」と略称)」に基づき設立されたイングランドの地域再生を推進するための独立公共機関である。シティ・グラント (City Grant)、放棄土地補助金 (Derelict Land Grant)、イングリッシュ・エステート (English Estate) など既存の事業及び組織を吸収する形で、1993 年 11 月に発足し、1994 年 4 月 1 日から事業を開始している。

イングリッシュ・パートナーシップの設立目的は、「イングランドにおける土地の再生利用を図ること」<sup>50</sup>と定められており、具体的には次に掲げる 4 つの主要事業を通じて、地域再生事業を促進している。1999 年 5 月には、ニュータウン委員会 (Commission for the New Towns)、農村開発委員会 (Rural Development Commission) の機能を統合したが、イングリッシュ・パートナーシップという既存の組織名がそのまま継承されている。

- ① 土地及び建物の再生、再開発
- ② 低・未利用地 (特に都市部)、放棄土地 (derelict land) 及び土壌汚染地 (contaminated land) の再利用
- ③ 産業、商業及びレジャー活動空間の提供
- ④ 住宅関連事業

### 2 権限

前記の目的を達成するため、1993 年法によりイングリッシュ・パートナーシップに付与されている一般的権限は次のとおりである<sup>51</sup>。

- ① 土地、工場、機械設備及びその他の財産を取得、保持、管理、再生利用、改善及び処分を行うこと。
- ② 土地の開発又は再開発を実施すること (既存建築物の改装又は解体を含む)。
- ③ 建設事業及びその他の事業を実施すること。
- ④ 土地利用に係る手段、サービス又はその他の設備を提供すること。
- ⑤ 水道、電気、ガス、下水道及びその他のサービスの提供を確保すること。

---

<sup>49</sup>法令上の名称は、イングリッシュ・パートナーシップではなく都市再生庁 (Urban Regeneration Agency) とされている。

<sup>50</sup> 1993 年法第 159 条 (1)

<sup>51</sup> 1993 年法第 160 条 (1)

- ⑥ 設立の目的に合致した事業を実施すること。
- ⑦ 国務大臣の同意を得て事業及び法人を設立し、又は買収すること。
- ⑧ パートナーシップその他の方法により他者と協力すること。
- ⑨ 他者に対し財政支援を提供すること。
- ⑩ 他者の代理機関として行動すること。
- ⑪ 助言その他のサービス及び便宜を供与すること。
- ⑫ 組織の目的等に鑑みて、必要又は望ましいと思われる行動を取ること。

これらの一般的権限以外にも、主に次に掲げる特定事項に係る権限が与えられている。

- ① 国務大臣の同意を得て、補助金 (grants)、貸付金 (loans)、債務保証 (guarantees) などの各種財政支援策を実施すること<sup>52</sup>。
- ② 任意交渉による土地の買収又は国務大臣の同意を得て強制買収を行うこと<sup>53</sup>。

このように、イングリッシュ・パートナーシップに付与されている法律上の権限及び機能は極めて広範に及ぶが、特に重要な役割は、開発コストと最終市場価格の差額に対して補助金を支給することにより、民間事業者の投資回収リスクを軽減すること (gap funding) である。そのほかにも、建物の供用開始時に入居者が十分に確保できず、民間事業者が想定していた賃料収入が得られない危険性 (tenant risk) を軽減する目的で行われる賃料保証 (rental guarantees) などが活用されている。

### 3 財源

イングリッシュ・パートナーシップは、単一振興予算からの補助金により運営されており、この補助金は単一振興予算の予算総枠が変動しても配分額には影響を受けない<sup>54</sup>。

イングリッシュ・パートナーシップは、より広範な戦略に貢献するとともに、地域計画指針、開発計画といった計画制度の枠組みの範囲内で活動することが求められるため、特に地方自治体との協働は不可欠の要素となっている。

### 4 主な実施事業

現在イングリッシュ・パートナーシップでは、次に掲げる4つの活動領域に焦点を当てた地域再生事業を実施、支援している。

- ① 住宅需要が旺盛であり、住宅価格が高額であることから、職場の近くに住宅を確保することが困難な地域において、低コストで入手可能な住宅供給量を増やすこと。

<sup>52</sup> 1993年法第164条(3)

<sup>53</sup> 1993年法第162条(1)

<sup>54</sup> こうした補助金の性格は「ring-fenced」と呼ばれる。

- ② 住宅供給が不足している地域、特にテムズ・ゲートウェイ、アシュフォード、サウス・ミッドランド及びロンドン・スタンステッド・ケンブリッジを結ぶ地区に新たな地域社会を創設すること。
- ③ 炭坑跡地を内包するなど経済構造の変革に直面している地域並びに投資・雇用の創出、住宅環境の改善を特に必要とする地域を支援すること。
- ④ 効率的な国土利用を図ること。

イングリッシュ・パートナーシップが手掛ける事業の多くは、ニュータウンにおける住宅供給量の増加と商業開発を促進している。また、大規模な開発事業の一例として、ミレニウム・ドーム及びミレニウム・ビレッジの建設を伴うグリニッジ半島の再開発事業があるが、その投資規模は総額1億8,000万ポンドに達する。

そのほか、一般的にあまり知られていない事業ではあるが、「イングランド炭鉱跡地再生事業 (National Coalfields Programme)」を実施している。この事業は、1996年12月に開始され、2003年9月末日時点で、98箇所の炭鉱跡地が対象となっている。産業構造やエネルギー政策の変化に伴い、これまでにイングランドの数多くの炭鉱が閉鎖を余儀なくされてきたが、特に1980年代以降、こうした旧炭鉱跡地を抱える地域において、高失業率、土壌汚染、土地の遺棄などの諸問題が顕在化するようになった。イングリッシュ・パートナーシップでは、RDA、「炭鉱跡地コミュニティ運動 (Coalfields Communities Campaign)」など地域におけるパートナーと協力し、副首相府に代わって政府が推進する地域再生政策を実施している。

この事業により、イングリッシュ・パートナーシップが2002年3月末日現在までに達成した成果は次のとおりである。

- ① 再利用されるようになった土地面積：1日当たり1エーカー（約4,047平方メートル）
- ② 新規に創出された雇用機会：1日当たり3.25件
- ③ 建設された施設等の床面積：1日当たり145 m<sup>2</sup>